

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	令和元年度第2回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	令和元年11月13日(水) 午後2時から3時45分	場 所	女性センター 会議室
出 席 者	委 員 ■:出席 □:欠席	第1号委員 (学識経験者)	■ 有賀 やよい委員(会長) ■ 太田 智之委員
		第2号委員 (市民)	■ 浅田 武之委員 ■ 藤井 千賀委員 □ 須田 利夫委員
		第3号委員 (各種団体の 代表者)	□ 秋田 耕司委員(副会長) □ 福井 康裕委員 ■ 木下 澄子委員 ■ 松本 也寿子委員
		第4号委員 (公募に応じ た市民)	■ 福本 桂子委員
	庶 務 (事 務 局)	吉岡課長、松井所長、木村係長	
傍 聴 者	なし		
議 題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 人権推進課長挨拶</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について</p> <p>(2) 令和元年度木津川市男女共同参画推進事業について</p> <p>(3) 第2次木津川市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査について</p> <p>(4) その他</p> <p>5. 閉会</p>		

会議結果
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

2. 会長挨拶

会長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 課長挨拶

人権推進課長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

資格審査について、事務局より報告した。

配付資料について、事務局より確認した。

4. 議事

(1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について

(配布資料No.1.2.3)

事務局より、資料を基に説明した。

(2) 令和元年度木津川市男女共同参画推進事業について

(配布資料No.4)

事務局より、資料を基に説明した。

(3) 第2次木津川市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査について

事務局より、資料を基に説明した。

(別紙)

(4) その他

5. 閉会

会議経過 要 旨

1. 開会

会議結果要旨のとおり。

2. 会長挨拶要旨

皆さんこんにちは。有賀です。

今日は本当にうらかな小春日和というか、田んぼも刈り取りが終わって、本当に平和だなあと言う感じがしますが、全国的に見ると、8月は猛暑となり、その後に台風がきて関東を中心に大きな被害があり、まだまだ避難所で生活されている方がおられるそうです。

ずっと男女共同参画については、どちらかというスタートで日本は非常に遅れていた。今でも指標では、まだまだ遅れている部分がありますけれど、一步ずつ着実に進んできたんじゃないかと思っていました。ですが、被災地の様子とか伺っていると、女性、子どもや高齢者にとってはなかなか厳しい状況が生まれていて、生活再建もなかなか立ちいかないという状況のようです。そういった状況を踏まえて、もう一回私たちは自分の足元を見直しながら、木津川市は人口も増え、子どもたちも増えていますが、その木津川市の土台のところを、しっかり支える地域づくりをしていかななくてはならないと感じました。

今日は特に大事な議事の3番、市民・事業所アンケートによって、市民やそこに雇用されている方の本当のところの意見を伺いながら、これからの生活に役立てるべく議論をしっかり重ねていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 人権推進課長挨拶

人権推進課長より挨拶があった。

【市民部長挨拶要旨】

皆さん、こんにちは。人権推進課の吉岡でございます。

部長が出席する予定でありましたが、公務が入りましたので、非常に残念ですが、委員の皆様へよろしくお伝えくださいとのことです。

本日、ここに「令和元年度第2回木津川市男女共同参画審議会」を開催をいたしましたところ、委員の皆様には何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

毎年のことですが、11月12日から11月25日の前後の期間につきましては「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」となっております。

配偶者等からの暴力であるDV（ドメスティックバイオレンス）は、近年、社会問題となっており、DVは女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題でございます。

木津川市においても、街頭啓発やパネル展示などを行い、啓発をしてまいります。

委員の皆様には街頭啓発など、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、令和3年度からの第2次木津川市男女共同参画計画につきましては、今年度は市民・事業所アンケートの実施、来年度は計画策定に着手してまいります。委員の皆様のご指導、ご協力を賜りますよう、併せてお願いを申し上げます。

本日の審議会におきましては、慎重・審議いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

【資格審査報告要旨】

本日、出席者は7名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているため、本会議は成立することを報告する。

配布資料について確認した。

【議長選出】

事務局：議長選出について、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第3項の規定に「会長は、会務を総括し、審議会を代表する。」とあるので、以下の議事進行について、有賀会長よろしく申し上げます。

4. 議 事

(1) 委員会、審議会等の女性の登用状況等について

(配布資料No.1. 2. 3)

事務局より、委員会、審議会等の女性の登用状況等について、資料を基に説明した。

事務局：資料1について説明

平成21年3月に策定した「木津川市男女共同参画計画」の推進に関する評価指標です。男女共同参画計画を効果的に推進するために平成32年度（令和2年度）の目標値を設定し取り組んでいる。表の見方は、まず項目〔審議会における女性委員の割合〕、その次の〔女性委員のいない審議会数〕、〔市（府）の女性管理職の登用割合（課長相当以上）〕、〔市（府・国）の男性職員の育児休業取得率〕、〔男女共同参画人材リスト登録者数〕の5項目について統計を取っている。

見方としては、網掛けの部分、平成21年4月現在の数字と、その横の平成22年4月現在の数字、その次が昨年平成30年4月現在、そして今年度平成31年4月現在のそれぞれの数字を入れている。さらにその横に市の目標値平成32年度、その横が府の目標値としてこれも平成32年度、最後に国の目標値平成32年度、それ

ぞれの目標値を入れている。

まず、[審議会等における女性委員の割合]は、資料1に市の現状値37.1%です。その次の[女性委員のいない審議会数]平成31年4月現在の数字が2でございます。

資料2 資料2の「木津川市における庁内審議会等の女性委員の登用状況」をご覧ください。

黄色の網掛け部分が、H21の木津川市男女共同参画計画策定時からあった審議会で、白の部分は、計画策定以降にできた審議会、委員会等とかつ、市が組織構成に関与できる審議会等として、この網掛け部分の数字を見えています。35の[高麗寺跡史跡委員会]や[鹿背山城跡発掘調査委員会]、37の[旧加茂町財産区管理会]38の[旧瓶原村財産区管理会]39[旧当尾村等財産区管理会]、40[旧北村旧兎並旧里村財産区管理会]などは、合併時にはあった管理会ですが、地域で決めているため、市が関与できず、ここは白にしている。一番下の黄色の部分を見ていただきたい。委員総数としては563、女性は209で、37.1%になる。その横に女性委員のいない審議会等数が2でございます。

平成32年度までの目標値が35%なので、目標は達成した。前回30年度は34.6%だったので、2.5%の増加。

次に、女性委員のいない審議会数は、平成31年4月1日現在で、2委員会である。一覧表で言うと、4番目の監査委員は委員総数が2名に対して女性委員が0、5番目の農業委員会17の総数に対して女性委員は0。監査委員については担当課に確認をしたら、監査委員の内訳が識見委員（税理士や会計士等から選出）1名、議会から1名選出し、合わせて2名。この調査では0となっているが、今年の5月に改選があり、議会からの選出は女性議員が1名、識見委員は前回と同じ男性が担当。調査自体は4月1日現在なので、女性委員は0となっているが、来年は総数2に対して女性委員が1と入る予定である。

5番目の農業委員会、(農地最適化推進委員を除く)と書いており、去年までは農地最適化推進委員も農業委員会に含めていたが、京都府や内閣府の調査などで、農地最適化推進委員を除くとの注意書きがあるので、国や京都府の調査と整合性を取るために、今年度から農業委員会のみでカウントしている。農業委員17名に対して女性委員0となっているが、農業委員担当職員によると、今年の10月に農業委員改選があり、農業委員は1名、女性になる予定。農業委員総数19名に対して1名が女性委員の内訳になる。来年の4月1日現在はおそらくその数字が入ってくるかと思われる。

女性のいない審議会は、来年は0になるかと思われる。

33番の予防接種健康被害調査委員会は、去年は女性の委員が0

だったが、内訳は山城南保健所長1名、京都府医師会1名、相楽医師会1名の3名だったが、今年の4月に山城南の保健所長が女性の所長で、総数が3に対して女性の委員は1となった。

表の中で、23番[人権センター推進委員会]は人権推進課がもっている運営委員会。男女共同参画を進めていく立場の課なのだが、これが総数8名に対して1名、非常に少ないが、各団体から代表を出していただきたいということで、そのときの長が男性、それ自体が男女共同参画という部分で言えば、解決していかなくてはならない部分と感じている。2年任期なので、改選のときには男女共同参画を視野に入れて選出をお願いしますと意見を出していきたいと思う。

議長： 資料に関しまして、意見・質疑は、ございませんか。32年度の目標値は大分良い数字になりそうで、10年間の数字の変化を比べると目を見張るものがあるかと思いますが、どうでしょうか。

委員： 本当にそうですね。

議長： いろんな決め方があるので、一挙には変わらないところもありますが地道に調査を続けることによって少しずつ動くのでは？

委員： この調査は素晴らしい取り組みですね。毎年チェックされているんですか？

事務局： そうです。

議長： 最初はつめたい反応だったり、全然数字が伸びなくて辛い時期もあったと思いますけれども。市長が女性というのも追い風になっていると思います。引き続き、府や国の数値、国はもう追い越しているところもありますけれども、地道な努力を続けていきたいと思いません。

資料3について、事務局の方からご説明いただきたいと思いません。

事務局： 資料3について説明

先ほどの資料1の評価指標の[市(府)の女性管理職の登用割合(課長相当職以上)]と市の男性職員の育児休業取得率の部分にかかる資料です。

木津川市の男女共同参画に関する職員の登用状況で、これは毎年人事秘書課でホームページで公表している資料です。①女性職員の採用割合、平成30年の4月1日採用は、一番下に合計数が載っているが55.6%、平成31年平4月1日採用については女性の割合は73.3%で、女性職員の採用率が高いのがこれでわかるかと思う。

②、③については、お時間のある時に見ていただきますようお願いいたします。

資料3の裏面

④育児休業取得率 平成30年1月1日から平成30年12月3

1日まで、女性は100%、男性については20%、この20%はその次の⑤男性職員の配偶者出産支援休暇及び育児参加休暇取得率及び平均取得日数があるが、④の男性20%、対象人数5人に対して1名が育児休業を取った。

その職員に聞いてみたところ、一人目の子どもが生まれて、1か月の育休を取った。3月に奥さんが出産されて、育児休暇自体は4月半ばから5月半ばまで1か月間。その間、おむつを替えたりミルクをあげたりした。感想としては、大変だったけれどもとてもいい経験になった、育児の大変さがわかったと言っていた。

職場も理解があって1か月休めたことと、1か月という期間だったので、復帰への不安は特になかった、とのこと。二人目三人目ができるときも取ってください、と伝えました。

⑤にある出産支援休暇は、下の※に書いているが、取得上限日数、出産支援休暇2日となっており、出産した後、奥さんが退院されるときに休暇を取られることが多いようだ。

育児参加休暇が5日あるが、実際に取った職員が1名で、育休を取った職員だと思うが、あと4名については、めったにない機会なので、今後取ってもらえばいいと思う。

人事秘書課などと協力し合って育児参加休暇をとってくださいと周知広報していけたらと考えている。

⑦管理職の女性割合、平成31年4月1日現在、総数が96人に対してうち女性が23人、女性の割合が24.0%

前年の平成30年3月31日現在は総数99人に対してうち女性が23人、女性の割合が23.2%ということで、管理職の総数が減ったので、女性割合が増えている。

⑧各役職段階の女性割合、平成31年4月1日現在の部次長総数が23人に対して女性が4人、課長級が総数73人に対して女性が19人、課長補佐については総数52人に対して女性が19人、係長については総数60人に対して女性が20人、割合については横にパーセンテージをあげているので、見ていただきたい。

ちなみに今年の4月1日現在では、市長選前のため小規模な異動となっていて、大きな異動は7月になった。

議長： 男性の育休は、元の値が少なく、なかなかこれもすぐには変わらない。増えてきていると言うのは世の中の流れで、奥さんの実家を頼るにも、奥さんの親もずっと仕事を続けていたり、里帰り出産ができにくくなっているというのを他の市町村でも聞いたりする。それをどう支えていくのか。保育所だけでも難しいでしょうし、男性の参加も必要でしょうし、保育所の整備も必要なんでしょうが、この数字がもっと増えていくことを期待したいと思います。

事務局： 出産支援休暇が5人。これは奥さんが出産しておそらく退院される
ときにとられたのか、出産された時にとられたのかと思う。

議長： 育休と言うのは連続してとるもの？もう少し育児が大変な時に1日
ずつ取れたら、上の子が病気とか大変な時に取れたら、もうちょっと
使い勝手が良くなるかもしれません。ずっと離れるというのは男性も
なかなか。女性はそんなもんやと思っていますから。なかなか育休は
とりにくいという声はまだあります。

委員： 3の資料で育休を取られた方は1か月とられたということですが、
ゴールデンウィークを挟んでいるから実際には1か月よりも少ない
日数ですよ。

事務局： 課で話し合いをして1か月と言うことになったみたいです。

委員： 公務員はこういう制度があるので利用しなさいよと言われていま
すが、民間ではまだまだ。例えばうちの課でも、休むとなったら、誰を
補充するかと、そういうことも考えていくと、やっぱり大変なのは大
変だと言うふうに思います。ただどう補充していくかという制度をき
っちりと人事を含めて決めておかないと。休んだら後はほったらかし
だということになると、回らないので、その辺の制度のきちとした
確立が必要だと思います。

議長： 国も今、男性が育休を取るのを推奨するというのをこの間出ました
よね。小泉さんが取るのかどうかとか、話題にはなっています。学校
などはどうでしょうか。

委員： 少ないですね。子どもや保護者にとって、その先生との関係でやっ
ていっている部分もあるので、そういう引き継ぎが他者ではできない
ところもあったりとか。そういうところをうまく組織的にやっていけ
るといいなという風には思います。

議長： なかなか学校の先生1人お休みされると、非常勤の先生を探すのも
大変だと教育委員会の方からも聞きますね。

委員： 生徒数によって職員の数も決まっていますし、小規模校なので代わ
りの人とか全くいないような状況になりますので。

議長： 数字の裏の苦労を知って現実的な解決策を考えるようにしなければ
いけないと思います。

続きまして下のほうの数字につきましても説明いただけるでしょ
うか。

事務局： 人材リストにつきましては、平成31年4月現在につきまして85
人となっていて、市の広報に載せたりとか、各庁内の掲示板にも
載せたりしているんですが、なかなか伸びない状況となっております
ので、どなたかまたお知り合いの方とかいらっしやいましたら、お願
いします。

議長： 教育現場も土曜日の授業に協力してくださる人材リストがあつたり
しますが、他のリストと併用してはいけないそうですが。

(2) 令和元年度木津川市男女共同参画推進事業について

(配布資料No.4)

事務局より、「男女共同参画週間事業」「デートDV防止啓発事業」「配偶者等に対する暴力をなくす運動」「木津川市キラリさわやかフェスタ」「男女共同参画講演会」について説明した。

事務局： 資料4を説明した。

1. 男女共同参画週間事業

毎年6月23日から29日が週間となっている。

- ・ 広報誌への掲載 6月号に掲載をした。
- ・ 男女共同参画啓発を図る展示及びパンフレットの配架
- ・ 街頭啓発 6月27日アルプラザ木津で行った。
- ・ 男女共同参画DVD上映会&おしゃべり会

7月5日に実施、「マダム・フローレンス! 夢見るふたり」DVDを上映。39名の参加。内訳は男性5名と女性34名。

2. デートDV防止啓発事業

今年度についてはDV研修会として、木津小学校で11月8日金曜日「親から子へ 心と体を守るということ」で戎多麻枝先生の講演会を実施した。

3. 配偶者等に対する暴力をなくす運動

実施期間事業として、毎年11月12日から25日その前後の期間が週間となっている。

- ・ 11月号の広報誌への掲載でDV講演会の記事を掲載
- ・ DV防止啓発リーフレットの作成配布
- ・ DV防止啓発パネル展示
- ・ 街頭啓発活動の実施 こちらについては11月19日の火曜日を予定している。

4. 木津川市キラリさわやかフェスタ(男女共同参画フェスタ)

こちらは今日、追加資料でチラシをお配りさせていただいている。12月8日の日曜日に実施をして、メインのイベントが講演会で、今年は野球解説者の金村義明氏に来ていただいて講演会を実施する。後は参画団体等の催し、男女共同参画啓発パネル展示及びパンフレットの配架を実施する。

お時間のある方はぜひ来ていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

5. 男女共同参画講演会

10月16日 市役所で実施した。講師は伊田広行先生。立命館大学や大阪経済大学などの非常勤講師をされている先生。「ひとりひとりが自由な社会へ～家族単位から個人単位へ～」と題して講演をいただいた。参加は44名。

6. 男女共同参画講座

- ・「親子クッキング」みんなで楽しく作ろう！ケーキらし寿司・お吸い物・わらび餅

毎年、夏休み入ってすぐの土曜日に実施している。

講師はグローバルネット木津川に来ていただき、参加者は10組24名、大人が10名、子どもは男の子3人、女の子11人参加していただいた。

- ・男の料理教室

令和2年1月25日土曜日に実施予定としており、広報1月号に掲載を予定している。

- ・女性の法律講座

例年2月～3月に実施している。広報誌に掲載するので参加いただけたらと思います。

7. 相談事業

- ・女性相談
- ・専門相談（カウンセリング）

女性センターで毎週金曜日の午後1時から3時まで相談の受付している。有賀先生に専門カウンセリングをしていただいている。

11月1日から組織改正があり、今まで虐待の関係はこども宝課が所管だったが、健康推進課に組織が変わった。引き続き健康推進課と連携をしながら対応していきたいと思っている。

委員： 2番のデートDVですが、木津小の子どもたちにされたんでしょうか？

事務局： PTAが対象です。

委員： 子どもは5、6年とかも入っていないんですね？

事務局： なかなか子ども対象というのが難しく、多感な時期なので後のフォローが大変ということもありまして、PTAの方対象に、家庭の方で親御さんから子どもにということで実施をしまして、21人参加いただきました。

議長： 小学校では今年が初めて？

事務局： 28年度は加茂小学校でPTAを対象に実施した。講師の戎先生が言っておられたんですが、枚方の方では小学校4年生を対象にデートDV防止授業をしている。京都府は、なかなか難しいですねという話をされてました。

議長： 講師は保健師さんか養護教諭の先生ですか？

事務局： SEAN（シーン）という特定非営利活動法人に属する先生で、主に講演活動で学校とかをたくさん回っておられるみたいです。大阪の法人なので、枚方のほうは小学校4年生と、あと中学校のほうも行っているとおっしゃってました。

議長： 早いように思いますけれども、性の問題って、低年齢でそういう世界に入る子もいれば、草食男子という感じで、そういうのに興味があるのか、ないのかわからない子もいます。LGBTの問題などは、私も大事だと思うんですが、なかなかどういう切り口で、これから考えるプランの中にも盛り込んでいくのかというひとつの大きな課題かなと思います。

保護者の方々の感想とかは、まとめていただいているのでしょうか。

事務局： 初めて聞かれるお母さんが多かったので、熱心には聞いていただきました。

議長： なかなかママ友同士では話し合っても、公的のところまで上がってくるのは難しいと思います。

事務局： 木津川市キラリさわやかフェスタですが、これは2つの事業同時開催となっております、今年は金村義明さんに来ていただきます。中身につきましては、いろいろ毎年男女共同参画に関わる話とか、数年前であればLGBTの話とか、いろいろさせていただきました。

金村さんは本人も公言されておりますが、在日韓国朝鮮人ということで、「在日魂」と言うテーマで講演もされています。

ご承知の方もおられると思いますけれども、ネットなどでもヘイトスピーチというのが数年前からずっとあって、木津川市は無いですが一番近いところと言えば京田辺市、八幡市、宇治市、奈良市とかであります。

要するに韓国人・朝鮮人死んでしまえと言うような、特に在日韓国人・朝鮮人中心ですが、同和問題とかいろんな問題でヘイトスピーチはあるんですが、そういうヘイトスピーチは許さない、木津川市につきましても、「木津川市の公の施設では、ヘイトスピーチをする団体には貸しません」というようなガイドラインを今年作成いたしました。それにも絡んで、在日問題、男女共同参画という部分ではないんですけど、金村さんに来ていただいて話をさせていただく。そればかりの話ではないですけども、それも一部入れてもらってさせてもらおう。木津川市の取り組みにも関連してきますので、今年につきましては、そういう部分を強調してさせていただくので、来ていただければと思います。

議長： 私も及ばずながら、専門相談をさせていただいているんですが、なかなか法的にも知識がないと答え切れないと言うような状況にいらっしゃる方はずいぶん出てきています。単に暴力を振るったりとか保護してと言う問題よりは、生活するための経済的な裏付けであったり、同時に子どもの安全、深刻なケースも増えてきているというのが木津川市の現場でも起きています。やっぱり法律もきちんと知って自分の身を守っていく。例えば男性であれば学校の先生のいじめとかパワハラとか、そういったことに対して自分自身が身を守って

いくことを伝えていかななくてはいけないのかな。男女だけではなく問題意識を共有して行けたらなと思います。

(3) 第2次木津川市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査について

事務局より、「第2次木津川市男女共同参画に関する市民アンケート調査・事業所アンケート調査」について説明した。

事務局： 木津川市男女共同参画計画は平成19年に3町が合併して木津川市になり、市の男女共同参画計画を策定しなければならないということで、平成20年度に市民意識調査をして、平成21年度に木津川市男女共同参画計画キラリさわやかプランを、平成22年4月から概ね10年間の計画として策定した。

この中間年にあたる平成27年4月からの木津川市男女共同参画計画後期計画を策定している。

本来ならば後期計画の計画期間は、平成27年4月から平成32年3月までの5年間の計画であったが、木津川市の男女共同参画計画は、国や京都府よりも1年早く策定していたため、平成29年の第3回目の審議会で、第2次木津川市男女共同参画計画の策定を1年遅らせて、国や京都府の計画を反映することを了承を得たので、今年度、市民・事業所アンケートをして、来年度計画策定に着手をしていきます。

1. 計画の位置づけ

第2次木津川市男女共同参画計画の位置づけとして、国の法律である男女共同参画社会基本法14条や、その下に書いている配偶者暴力防止法の2条、女性活躍推進法6条などに規定される計画として木津川市の男女共同参画計画に、配偶者暴力防止法の市町村計画、女性活躍推進法の6条に関する市町村推進計画としても、位置づける。

また第2次木津川市男女共同参画計画につきまちは、木津川市総合計画を上位計画として、計画との整合性を図りながら進めていきたいと考えている。

平成28年度に女性活躍推進計画を策定し、それは単独で男女共同参画計画とは別に作ったが、今回第2次木津川市男女共同参画計画策定の時に、女性活躍推進計画も内容を見直し、再編して計画に含む位置づけをしたいと考えている。

2. 近年の国・京都府の動向

近年の国京都府の動向を一覧表にしており、国の動向として平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布された。平成29年1月施行の男女雇用機会均等法等改正（セク

ハラ、マタハラ防止対策の強化等)平成31年度(令和元年度)働き方改革関連法順次施行、と前回の計画にはなかった、こういった法律も含めた質問項目となっている。

国では、同じ令和2年度に、令和3年度からの計画として「第5次男女共同参画基本計画」、京都府は「KYOのあけぼのプラン(第4次)」が令和3年度からの計画ということで、策定が予定されている。それらの動向も注視しながら第2次木津川市男女共同参画計画を進めてまいりたい。

3. 近年の新たな課題

近年の新たな課題として、女性の活躍推進の基盤となる働き方改革、ワーク・ライフ・バランス、男性の家事育児への参画、男女共同参画の視点で取り組む防災・減災・災害復興など、近年、男女共同参画の視点での防災と言うことが大きく言われておまして、例えば避難所での女性の着替えするための場所を設けるとか、仮設トイレは男性よりも女性トイレを多くするとか、そういったことが言われている。

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどいわゆるハラスメント問題も課題となっている。

性的少数者の人権問題の理解と困り事への配慮、こちらはいわゆるLGBTの理解と配慮。南部7市の男女共同参画連絡協議会というのがあり、宇治市、城陽市、長岡京市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市で構成しているが、各市の状況として、アンケートの性別欄について、必要のない部分では男女の性別を聞く欄を取り払ってしまおうという取り組みをしている市も多い。ただこの男女共同参画については、男性の意識、女性の意識の統計が欲しいので、性別を問うことになる。キラリさわやかフェスタでは、例年アンケートをとっているが、昨年度から男女を書く欄をなくした。

デートDV、リベンジポルノ、JKビジネス、AV出演強要問題など、若年女性に対する性暴力被害、こちらのほうも問題となっている。

男女共同参画の国際比較やSDGs(持続可能な開発目標)における「目標5 ジェンダー平等の実現」などの国際的な視点と書いているが、こちらは2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標のことで17の目標169のターゲットから構成されている。地球上の誰ひとりとして取り残さないことを誓っているものであり、貧困をなくそうとか、すべての人に健康と福祉を、という項目があり、その中に目標5としてジェンダー平等の実現と言う項目がある。こういったことも最近言われている課題である。

事務局： 令和元年度木津川市男女共同参画に関する市民事業所調査の概要

II. 市民意識調査について

1. (1) 調査対象は市内在住の18歳以上の男女
- (2) 標本数につきましては男女3000人
- (3) 抽出方法は住民基本台帳(外国人含むから無作為抽出)
- (4) 調査方法につきましては郵送による配布及びインターネットによる回答
- (5) 調査機関は令和2年1月初旬発送、1月末回収締め切り予定
- (6) 調査票はA4版12ページ
設問数30問程度を想定している。

2. 調査項目設定の考え方について

- ① 前回調査平成20年に市民意識調査を木津川市で行っているが、その項目を参考にしつつ近年の男女共同参画政策での新たな課題を取り上げる。前回の調査と同じ質問で、その経年変化を見ていく。
- ② 国の調査男女共同参画社会に関する世論調査平成28年と比較可能な設問を設ける。
- ④ できるだけ応えやすい設問内容に配慮して回答率の向上を目指す。

こういった考え方のもとに実施を行いたい。

今回のアンケートは市民・事業所アンケートともに調査方法で郵送による配布、インターネットによる回答とあったが、事業所意識調査の中にインターネット回答の説明イメージがあるが、事業所アンケートも市民意識調査のほうも、インターネットで回答できるようにQRコードを読み取ってスマートフォンでも回答ができるようにする。

スマートフォンで回答ができることで20代から30代の回収率が上がる可能性があるという聞いており、個人情報を入れずに回答できるということなので、セキュリティの問題はないと考えている。

議長： ずいぶん新しい項目も入れていただいていると思うんですが、ネットで回答した人はどうするのでしょうか。この文面のままどこかで使われたら困るという事は無いのでしょうか。

事務局： ネットで回答された場合は、かぶらないように番号を入れてもらいます。調査票はスマホで回答してもらったら、紙は破棄してもらおう。送ってしまった後どうされているのかは、捨ててしまっている方もいると思います。

議長： インターネットでお答えいただいた方は返送していただかなくて結構ですと言う一言を付け加えていただいた方がよいのでは。

委員： 番号ですとなったら、例えば私が56番だったら、56番と記入すると、私って特定できるのではないかと。

事務局： 識別番号ですのでそんなに単純な番号にはならないはずです。1番から順番にとはならないと思います。

議長： この頃スマホのアンケートでもこれに同意するとかしないとかか厳しいですので、そのところまた工夫していただきたい。最後に郵送していただかなくても結構ですということをお知らせする。

委員： 自分のところにこれが送られてきたら、どんな思いで回答するかとか、誤字脱字とかもやってみたらわかると思うが。

事務局： インターネットで回答いただいた方は紙のアンケートは返送不要という言葉を入れるようにします。レイアウトやアンケート内容等について何でも結構ですので、ご意見を頂きたい。

事業所アンケートについて説明

事務局： 事業所アンケートについては、お手元の資料6、先程の資料7の3枚目Ⅱ．事業所意識調査について、で調査方法を載せている。

1. 調査の方法としては

- (1) 調査対象は市内事業所
- (2) 標本数は200社
- (3) 抽出方法は平成28年経済センサス活動調査データから無作為抽出
- (4) 調査方法については郵送による配布郵送及びインターネットによる回答
- (5) 調査期間といたしましては令和2年1月上旬発送、1月末回収締め切り予定
- (6) 調査票の使用はA4版で8ページ、設問13問程度

事業所アンケートについては、標本数が200社で事前に予告はがき発送する。市から調査を送るのでよろしくお願ひしますという文面。次にアンケートを送ったときに市からの調査だということがわかるようにする。

存在しない事業者については、予告はがきが帰ってくるのでその事業所の代わりに、他の事業所を追加してアンケートを送ることができる。

事業所アンケートのほうも市民アンケートと同じようにスマホ、パソコンからも回答できる。

こちらのほうもQRコードを読み取って回答することが可能になっている。

2. 対象企業の抽出方法について

従業員数6名以上の事業所を対象に送付を考えている。

全部で13問となり両面で4枚程度。

これは最近の男女共同参画に関する事業所アンケートとしては平均的な設問と枚数となっている。こちら回収率を上げるために○

で記述していただく項目がほとんどとなっている。

前回調査の時は、事業所アンケートはなかったので、今回初めての調査になる。

こちらのほうも内容とか表現とかレイアウトなどご意見等いただきたい。

議長： 市内事業所はいくつぐらいあるんでしょうか。

事務局： 今回のアンケートは平成28年度の経済センサス。総務省の調査データを活用させていただくんですけども、このデータ活用はこれから申請をしていただく段階ですので平成26年度の経済センサスのデータによりますと民営の事業所で1906あります。従業員1人から4人までが、そのうちの1110、いろんな区分があるんですけども5人から9人までが416社。1906のうち、1526が9人までの事業所。

それで行きますと10人以上の従業員数を持つ事業所379社ということになりますので10人以上の379社のうちの200社を抽出するという事は非常に無理がありますので、6人以上位の従業員を持つ事業所700、800位の中から200社を抽出していきたいという方向で検討をしております。

国全体もそうなんですけれども、中小企業も非常に少ない状況ですのでいわゆる家内事業所と言うのがほとんど。それにプラス一般の従業員が1人2人3人位の事業所が多いのかなど。木津川市だけではないと思うんですが。

家族で営んでいる事業所を対象に男女共同参画の取り組みがどうかのアンケートをとってもあまり効果がない。やはり家族以外の従業員を雇用されている事業所に対してのアンケート調査を実施していきたい。6人以上の事業所何社あるかわかりませんが、700、800位の事業所から調査したいと考えております。

議長： 福祉事業所とかも入るんでしょうか。

事務局： 民営ですので。法人個人も含めて1900

国の関係なので、地方公共団体が92所出先機関であります。これはもう対象外にします。今、国地方の関係先団体を除いて1900社の6人以上の従業員数で考えております。今申し上げた数字は平成26年の経済センサスでの説明をさせていただいてるんですけど。

それに近い形の平成28年の経済センサスも同じような状況だと思います。若干事業所の数字は変わってきます。

事務局： それでは、これをもちまして令和元年度第2回木津川市男女共同参画審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

	5. 閉会
その他 特記事項	特になし。